評価の実施方法について(案)

1 第2章関係(第4回小委員会(平成17年12月15日開催予定)) 総合基本施策第2章の評価は、下記のとおり実施する。また、評価を行う 区分ごとに進める。

事務局が実績を読み上げる。実績について、希望する関係者又は関係機関が補足説明を行う。

(参加予定関係者及び関係機関:政策委員長、地震調査委員長、調査観測計画部会長、予算小委員会主査、成果を社会に活かす部会長、内閣府、消防庁、経済産業省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、産業技術総合研究所、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、大学関係者)

委員は、評価を行うに当たり確認しておきたい事項を事務局又は関係者 (関係機関)に質問する。

委員は、評価、望まれる今後の展開及び課題等を評価書に記載し(特に時間はとらない)後日事務局に提出する。

2 第3章関係(第5回小委員会(平成18年1月開催予定)) 総合基本施策第3章の評価は、下記のとおり実施する。また、評価を行う 区分ごとに進める。

実績について説明を行う。説明者は、下記のとおりとする。

- ア 第3章1「活断層調査、地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等 を統合した地震動予測地図の作成」の本文及び(1) ~ (5) ・・・事務局、 (独)防災科学技術研究所、(独)海洋研究開発機構
- イ 第3章2「リアルタイムによる地震情報の伝達の推進」・・・気象庁、 (独)防災科学技術研究所
- ウ 第3章3「大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 及びその周辺における観測等の充実」・・・国土地理院、気象庁、(独)産 業技術総合研究所、(独)防災科学技術研究所
- エ 第3章4「地震予知のための観測研究の推進」・・・大学関係者 委員は、評価を行うに当たり確認しておきたい事項を事務局又は関係者 (関係機関)に質問する。

委員は、評価、望まれる今後の展開及び課題等を評価書に記載し、後日 事務局に提出する。